

障第1337号
令和3年2月27日

各障がい者福祉サービス施設・事業所設置者様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更を受けた緊急事態対策の変更に基づく
高齢者・障がい者施設への臨時抜き打ち点検の実施について（依頼）

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、令和3年2月28日をもって、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域から岐阜県が除外されることとなりました。

しかしながら、感染の再拡大を防止するため、引き続き感染防止対策を継続する必要があることから、「緊急事態対策」（令和3年2月4日改定岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部）に引き続き、3月1日（月）から3月5日（金）にかけて、県事務所福祉課、岐阜地域福祉事務所及び岐阜市により、任意に選定した施設に対して事前連絡なしでの臨時的な施設への立入りをを行い、「重点項目（職員の皆様における対策、施設内拡大防止対策等）」を中心とした感染防止対策の取組み状況を直接確認させていただきます。

ついては、各事業者様におかれては大変お忙しい中でのご依頼となり恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

記

1 施設への臨時的な立入りによる取組み状況の点検（抜き打ち点検）について

(1) 実施方法

- ・令和3年3月1日（月）から3月5日（金）にかけて、県事務所福祉課、岐阜地域福祉事務所及び岐阜市により、任意に選定した施設に対して事前の連絡なしで臨時的な立入り等を行い、重点項目を中心とした感染防止対策の取組み状況を現場にて直接点検させていただきます。
- ・当該重点項目は、令和2年12月16日付け障第1040号「高齢者・障がい者施設における新型コロナウイルス感染症第3波「年末年始」集中緊急対策としての一斉確認及び抜き打ち点検等の実施について（通知）」（以下、「『年末年始』集中緊急対策通知」という。）により通知しました「高齢者・障がい者施設の感染拡大防止の『重点項目』チェックリスト」（別添）に記載の項目等となります。
- ・なお、抜き打ち形式での現地立入りとなるため、施設での感染防止対策やサービス提供に支障が生じないように十分配慮し、施設建物外（玄関先等）にて、コロナガード又は管理者等に聞き取りを行う方式にて実施させていただきます。

(2) 実施対象施設

- ・県内でのクラスター発生状況を勘案するとともに、職員及び利用者の日常的な施設等への出入りにより感染リスクが高い状況にある「居住系・通所系事業所」を立入りの重点的な実施対象とします。

【抜き打ち点検対象施設】

○障がい者施設

【居住系】 県 所 管：共同生活援助（グループホーム）

【通所系】 県 所 管：生活介護、就労継続支援A型・B型、就労移行・定着支援、
障害児通所支援

※岐阜市所在の事業所は岐阜市所管

岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係			
係長	奥村	担当	信田
TEL	058-272-1111 内線 2686		
FAX	058-278-2643		
MAIL	c11226@pref.gifu.lg.jp		